一般社団法人日本看護系大学協議会　高等教育行政対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第３５条に基づき、高等教育行政対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第１条　看護学高等教育が直面している課題の解決に向けて、必要な諸方策を検討し、日本看護系大学協議会の立場から見解や方向性を表明する。

（審議事項）

第２条　高等教育行政対策委員会の審議事項は次の通りとする。

（１）看護学高等教育行政・制度に関すること

（２）設置者別の固有な課題に関すること

（３）看護学教育の政策提言に関すること

（４）その他必要となる事項

（委員会の構成）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（１）委員長（１名）

（２）学長、学部長等、大学の運営に携わる立場にある者

（３）委員長が指名した者

２　委員会の委員は、理事会の承認を得る。

３　委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（本規程の改正）

第４条　本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則　この規程は、２０１１年1月１０日から施行する。

附則　この規程の改正は、２０１７年3月２０日から施行する。

附則　この規程の改正は、２０２６年7月９日から施行する。